

## ○座間市キャラクター使用取扱要領

(平成 23 年 11 月 29 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、座間市が所有する別表のキャラクターを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領における「キャラクター」とは、別表に掲げるものの基本デザイン及び展開デザイン（以下「デザイン」という。）をいう。

(キャラクターの使用)

第 3 条 営利を目的とせず、キャラクターのデザインを改変することなく平面で使用する場合は、何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められる場合
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められる場合
- (5) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
- (6) 別表に定める「使用目的外の使用可否」が「不可」であるキャラクターを使用目的外で使用し、又は使用するおそれがあると認められる場合
- (7) その他市長が使用について不適當であると認めた場合

2 前項各号のいずれかに該当しているにも関わらずキャラクターを使用している者に対し、市長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等を行うことができる。

3 第 1 項に基づきキャラクターを使用する者はキャラクターの下にキャラクターの名称又は「座間市」と記さねばならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

4 第 1 項でキャラクターを使用することができる者以外の者がキャラクターを使用する場合は、あらかじめ座間市キャラクター使用申請書（第 1 号様式）を市長に提出し、承認を得なければならない。

(使用の承認)

第 4 条 市長は、前条第 4 項に規定する申請書の提出があったときは、次の各号に定める審査基準によりその内容を審査し、その可否を決定し、座間市キャラクター使用承認（不承認）通知書（第 2 号様式）を交付するものとする。ただし、市長は使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

- (1) 前条第 1 項の各号のいずれかに該当する場合は使用を承認しない。

- (2) キャラクターのデザインを著しく改変する場合は使用を承認しない。
- (3) 著作者人格権を侵害し、又は侵害するおそれがあると認められる場合は使用を承認しない。
- (4) その他市長が適当でないと認める場合は使用を承認しない。
- (5) 第1号から第4号に該当しない場合は使用を承認する。

(使用者の遵守事項)

第5条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) デザインの改変をしないこと。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 事前に見本を提出すること。ただし、見本の提出が困難である場合については、見本を写した写真を提出すること。
- (4) キャラクターの下にキャラクターの名称又は「〇座間市」と記すこと。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

(申請内容の変更)

第6条 使用者が、申請内容を変更しようとする場合は、あらかじめ座間市キャラクター使用変更申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その可否を決定し、座間市キャラクター使用変更承認（不承認）通知書（第4号様式）を交付するものとする。

(使用承認の取消し)

第7条 市長は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用者に対しキャラクターの使用承認を取り消す、又は必要な指示等を行うことができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) その他、市長が必要であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用者の使用承認を取り消したときは、使用者に対し座間市キャラクター使用承認取消通知書（第5号様式）を交付するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、使用承認取消の通知があった日以降、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 市長は、使用者が使用承認を取り消されたことにより生じた損害について賠償する責任を一切負わない。

(商標権等の設定禁止)

第8条 使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 使用者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。

(損害賠償等)

第10条 キャラクターを使用する者が故意又は過失により市に損害を与えたときは、市長は、その賠償を請求することができる。

2 キャラクターを使用する者が、キャラクターを使用することにより第三者に対し損害又は損失を与えた場合において、市長は法律上の責任を一切負わない。

(差止請求等)

第11条 市長は、キャラクターの著作権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法（昭和45年法律48号）第112条に規定する差止請求その他必要な措置を講じることができる。

(使用料)

第12条 使用料は、無料とする。

(使用期間)

第13条 使用期間は、市長がその使用を承認した日から起算して2年を経過する日以降の最初の3月31日までとする。ただし、更新は妨げない。

(庶務)

第14条 キャラクターの取扱いに関する庶務は、それぞれのキャラクターを所管する課において処理する。

(実施細目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は平成23年11月29日から施行する。